

新潟港CNP検討会構成員の追加について

1. 追加構成員名（順不同）

- ・ ヴィーナ・エナジー・ジャパン 株式会社
- ・ ジャパンハイドロ 株式会社
- ・ 株式会社 東芝
- ・ 東芝エネルギーシステムズ 株式会社

2. 追加理由

国際物流の結節点かつ産業拠点である新潟港において、港湾機能の高度化等を通じて脱炭素化を目指す「カーボンニュートラルポート」の形成には、官民一体となった取組を図る必要がある。「カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた施策の方向性（2021年12月）」においても、「水素等サプライチェーンの拠点としての受入環境の整備」や「港湾地域の面的・効率的な脱炭素化」だけでなく、ESG投資などの「グリーンマーケティング」や「民間投資の喚起」、「導入技術等についてのロードマップ」の重要性が明記されている。今後、これらの課題への対応を円滑に進め、それぞれの取組に面的な広がりを持たせる観点から、新潟港CNP検討会へ参加希望のあった事業者等に新たにご参画頂くものである。

【参 考】

-----新潟港カーボンニュートラルポート検討会開催要綱（抜粋）-----

第2条 検討会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

二 検討会の座長は北陸地方整備局次長、副座長は新潟県交通政策局長とする。

三 構成員等の追加等は、事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。

3. 新潟港カーボンニュートラルポート検討会開催要綱（別表）の改訂について

新潟港カーボンニュートラルポート検討会に新たな構成員の追加等を行うため、要綱の改訂及び構成員名簿の別表を変更する。

新潟港カーボンニュートラルポート検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 国際物流の結節点かつ産業拠点である新潟港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート」を形成し、水素・アンモニア等の大量・安価な輸入を可能とするとともに、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献するため、「新潟港カーボンニュートラルポート検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、次世代エネルギーの需要や利活用方策、港湾の施設の規模・配置等について検討を行う。

(構成)

第2条 検討会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

二 検討会の座長は北陸地方整備局次長、副座長は新潟県交通政策局長とする。

三 構成員等の追加等は、事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。

(座長)

第3条 座長は、会務を統括し、検討会を代表する。

(検討会の取扱い)

第4条 検討会の取扱いは、以下によるものとする。

二 検討会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

三 議事次第は、会議終了後に公開する。

四 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

五 検討会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第5条 検討会の構成員及び参加者は、検討会で知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第6条 検討会に係る事務は、新潟市、聖籠町(地元自治体)の協力を得て、北陸地方整備局港湾空港部及び新潟県(港湾管理者)が処理する。

(附則)

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。